

那須塩原市農業委員会

# 第2回総会議事録

令和5年8月25日(金)

三島公民館会議室 I II

1. 開催日時：令和5年8月25日（金）午後1時30分～午後3時33分

2. 場 所：三島公民館会議室ⅠⅡ

3. 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	”	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	”	12	木下 久雄
”	2	秋元 誠	”	13	神藤 芳定
”	3	菊地 喜芳	”	15	辻野 岩男
”	4	槌江 栄作	”	16	菊地 瞳
”	5	君島 良一	”	17	松本 忠太
”	6	高瀬 和夫	”	18	一戸 養子
”	8	室井 孝美	”	19	菊地 寿行
”	9	斎藤 栄		20	白井 通

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名:議席番号 3番 菊地 喜芳委員、4番 槌江 栄作委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)
- 7) 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について(区分変更関係)
- 8) 議案第8号 非農地証明願いについて
- 9) 議案第9号 非農地判断願いについて
- 10) 議案第10号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見に  
ついて
- 11) 議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等  
促進計画案の協議に対する意見について
- 12) 議案第12号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
- 13) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 14) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長	五十嵐 岳夫	主事	湯田 雅美
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長  ただ今より、那須塩原市農業委員会第2回総会を開会いたします。  
  今回の欠席委員はおりません。  
  在任委員20名、出席委員20名、過半数となりますので総会は成立していることを  
  報告いたします。  
  次に「議事録署名人の指名」を行います。  
  議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮  
  って定める」と規定されております。  
  総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。  
  《異議なしの声、多数》  
  異議なし多数と認め、議席番号3番 菊地 喜芳委員と、4番 樋江 栄作委員を指名い  
  たします。  
  議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
  番号1番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石崎 清委員  議案第1号、番号1番について報告します。  
  農地の売買による所有権移転の申請です。  
  申請内容は、議案書記載のとおりです。  
  調査は、8月10日、午後1時頃、申請地で申請人から行いました。  
  申請地は、黒磯文化会館より東へ500メートルに位置しております。  
  譲受人が申請に至った理由は、譲渡人は高齢により農作業が出来なく、以前から譲受  
  人は水田として借りており、今回売買の話がまとまり今回の申請に至りました。  
  経営状況は、水田1ヘクタール、野菜、じゃがいも23アール、キャベツ23ア  
  ール、大根23アールを作付けしています。トラクター1台、コンバイン1台、田植え  
  機1台を所有しています。  
  申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。  
  調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
  また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
  番号1番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長  報告が終わりました。  
  番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
  《特に意見なし》  
  無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
  《異議なしの声、多数》  
  異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

菊地 寿行委員  番号2番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。  
  議案第1号、番号2番について報告します。  
  農地の売買による所有権移転の申請です。  
  申請内容は、議案書記載のとおりです。  
  調査は、8月11日、午後2時30分頃、申請地で申請人から行いました。  
  申請地は、越堀自治公民館より北西へ約900メートルに位置しております。  
  譲受人が申請に至った理由は、譲渡人が息子の居る小山市に引っ越ししたため、農業  
  が出来なくなり近くで耕作している譲受人に話を掛け掛け売買に至りました。  
  経営状況は、水稻350アール、畑69アールにじゃがいも、シャインマスカットを  
  作付けしています。  
  申請地の耕作予定は、シャインマスカットを作付けする予定です。  
  調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
  また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
  番号2番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長  報告が終わりました。  
  番号2番について、質疑、ご意見はございますか。  
  《特に意見なし》  
  無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませ  
  んか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。  
番号3番について、白井 通委員の報告を求めます。

白井 通委員

議案第1号、番号3番について報告します。

農地の売買による所有権移転の申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、8月12日、午前10時頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、JR 那須塩原駅より東へ約1.5キロメートルに位置しております。

今回の申請につきまして、農地法第3条第2項但し書きの政令で定める相当の事由の施行令第2条第1項イにありますとおり、その権利を取得する者が法人であって、農地または採草放牧地における耕作または養畜の事業がその法人の主たる運営に欠くことの出来ない試験研究または農地指導のために行われると認められることである場合は不許可の例外に該当します。

譲受人は昨年11月当該地に賃貸借権を設定し譲渡人から農地を借り受けています。譲受人が取り扱う肥料や土壌改良剤の販売に際し、商品を試験的に利用する為、農地を活用するものです。譲受人が土壌の性質等を分析した結果、土壌改良の必要があると判断し検討していたところ、譲渡人から農地の売買の話があった為、正式に農地売買が成立したのちに土壌改良を実施する計画になったとのこと。現在はエンバクを作付けしています。今後は土壌改良を行い、ビニールハウスで、きんかん、りんご等の果樹栽培を計画しています。法人の定款や事業等から申請地における耕作の事業が、その法人の主たる業務の運営に欠くことの出来ない試験研究の為に行われると認められます。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項第2号及び第4号を除く、各号に該当しないことも確認いたしました。以上のことから、番号3番の申請は、許可相当と判断いたしました。調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

ここで議長を金田 廣衛会長職務代理者と交代します。

金田職務代理者

引き続き総会を進めます。

番号4番について、加藤 拓央委員の報告を求めます。

加藤 拓央委員

議案第1号、番号4番について報告します。

農地の売買による所有権移転の申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、8月19日、午後2時50分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より北へ約30メートルに位置しています。

譲受人が申請に至った理由は、譲受人は申請地の近くの空き家に夫婦と移住をし、新規就農により野菜栽培をするとのこと。

経営状況は、現在は何も作付けされていません。

申請地の耕作予定は、ハル農法という自然農法により、きゅうり、なす、トマトを栽培する予定です。作業機は父親の会社の機械を使用する予定です。また申請人は今後農地を取得し規模を拡大したいとのこと。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

金田職務代理者

報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤 拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

ここで議長を、加藤 拓央会長と交代します。

議長

引き続き総会を進めます。

番号5番について、菊地 喜芳委員の報告を求めます。

菊地 喜芳委員

議案第1号、番号5番について報告します。

農地の売買による所有権移転の申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、8月12日、午前10時頃、申請人宅で代理人から行いました。

申請地は、湯宮公民館より西へ40メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、譲渡人は既に離農しており、近隣で経営規模拡大を図りたいと考えた譲受人に、農地を託すことが最適と考え申請に至ったとのことです。

経営状況は、トラクター3台他、飼料作物796アール。

申請地の耕作予定は、飼料作物、デントコーン、イタリアンを作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 喜芳委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番について、菊地 瞳委員の報告を求めます。

菊地 瞳委員

議案第1号、番号6番について報告します。

農地の売買による所有権移転の申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、8月19日、午前11時頃、申請地で申請人の父から行いました。

申請地は、戸田駐在所より南へ300メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、申請地は長年借地として耕作を続けており、譲渡人に土地の売買の希望があり、本申請に至ったとのことです。

経営状況は、トラクター5台、作業機17台を所有し、イタリアン、WCS、飼料用とうもろこしを作付けしています。

申請地の耕作予定は、イタリアンなどの牧草を作付け予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号6番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 瞳委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、君島 良一委員の報告を求めます。

君島 良一委員

議案第1号、番号7番について報告します。

贈与による所有権移転の申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、8月18日、午後1時30分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、新塩原支所より南東へ約1.6キロメートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、申請地は相続で取得したのですが、住んでいる所が

地区外の為、農作業に従事するのが非常に困難で、地域内に住んでいる譲受人に贈与し農地として利用してもらうための申請です。  
経営状況は、田及び畑を約110アール所有していきまして、水稻及び野菜等を作付けしています。

申請地の耕作予定は、梅を植栽する予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号7番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番については、先ほどの事務局長説明のとおり取り下げとなりました。

番号9番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。

高瀬和夫委員 議案第1号、番号9番について報告します。

贈与による所有権移転の申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、8月18日、午後4時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、旧那須塩原市立大貫小学校より北へ約1.8キロメートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、申請地は母の実家の農地です。土地の名義人である、3人に農地を贈与することに同意してもらった為、今回の申請に至りました。

経営状況は、水稻330アール、露地野菜31アール、トラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台。

申請地の耕作予定は、水稻と露地野菜を作付け予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号9番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美委員 議案第2号、番号1番について報告します。

申請地を太陽光発電設備として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北西へ約1.5キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、佐野市に本社を置き、主に太陽光発電設備システムの販売や発電事業を行っています。申請地は地目が宅地の為、購入したところ、1種農地が判明したため、転用し太陽光発電システムを設置したいとのことです。

申請地の立地状況は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地区分となります。申請地は隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合、第1種農地の占める面積の割合が総事業面積の3分の1を超えない為、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に太陽光発電設備を設置する内容となっています。  
上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。  
周囲に堰堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。  
現地調査は、8月23日、午前10時30分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題といたします。

番号1番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員

議案第3号、番号1番について報告します。

農地転用許可について、許可処分の取消の願い出です。

願い出内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、JR 那須塩原駅より南へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月23日、午後0時10分頃に行いました。

願い出人は、願い出地を一般住宅とするため、令和5年5月25日付で5条許可を取得しましたが、名義を本人と妻の共有に変更するため、そこを一度取り消したいとのことです。

現地を確認しましたが、許可となった事業は未実施の状況の為、取消しは可能であると判断しました。

調査の結果、番号1番の願い出は取消可能であると判断し、地元調査員、現地調査班としては取消相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については取消しすることに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、月井 喜美郎委員の報告を求めます。

月井喜美郎委員

議案第4号、番号1番について報告します。

平成2年12月29日に取得した農地転用許可について、事業完了とならず、承継人により事業を実施するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、乃木神社より東へ800メートルに位置しています。

現地調査は、8月22日、午前9時20分頃に行いました。

変更の理由は、当初計画人は一般住宅の建築を計画していましたが、家庭の事情で引っ越すことができなくなり、事業を遂行できなかったことから、承継人により一般住宅として利用したい旨の申し出があり、本申請に至ったとのことです。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議案第4号 番号2番について報告します。

R5年4月25日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、計画変更を実施するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

議長

申請地は、接骨木自治公民館より南東へ約800メートルに位置しています。現地調査は、8月22日、午前10時10分頃に行いました。変更の理由は、分筆の際に境界の位置が変更になったことに伴い、事業区域が一部変更になったため、本申請に至ったとのこと。調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更を承認することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更を承認することに決しました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、白井 通委員の報告を求めます。

白井 通委員

議案第5号、番号1番について報告します。

賃借により資材置場として一時転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、旧那須塩原市立箒根中学校跡地より北へ50メートルに位置しています。申請に至った経緯は、県発注の道路改良工事の為、資材置場として利用したい。現場へ運搬が可能な距離に申請地が該当したため、工事終了を12月17日までに農地に復元する予定です。

申請地の立地状況は、本申請は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。事業計画は、申請地に栃木県発注の道路改良工事的ための資材置場として造成する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。

現地調査は、8月22日、午前10時45分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番及び3番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

秋元 誠委員

議案第5号、番号2番について報告します。

使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より南東へ約900メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は夫婦と子供と3人で市内のアパートに暮らしていますが、手狭になったことから、昨年妻が祖父の遺産分割による申請地を相続することになり、申請地が妻の実家及び勤務先に近い為、家族の定住地に最適な場所と考え住宅を新築するための申請です。

なお、申請人は令和4年に申請地を相続し家の建築を始めましたが、今般相続の手續



きを行ったところ、農地であることが判明しました。今後は違反することの無いよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は、敷地内地下浸透処理とします。

周辺に農地がないため、周辺農地への影響はありません。

現地調査は、8月22日、午後2時25分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号3番について報告します。

売買により、宅地分譲として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東小学校より北へ300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は県内全域において、建築住宅造成及び不動産の売買事業を営んでいますが、今回申請地の住宅分譲の要望があり、利便性があり宅地化が進んでいることから今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を8区画造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周辺に農地がないため、周辺農地への影響はありません。

現地調査は、8月22日、午後0時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番及び5番について、月井 喜美郎委員の報告を求めます。

月井喜美郎委員

議案第5号、番号4番について報告します。

売買により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より南へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在、さくら市のアパートに妻と子供2人の4人暮らしですが、現在の住居では手狭になってきている状況です。

今後、両親の生活サポートや子育てを考え、実家近くの申請地に住宅を新築し転居する為申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は、敷地内地下浸透処理とします。

周辺に勾配がないため、周辺農地への影響はありません。  
現地調査は、8月22日、午後2時頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。  
議案第5号、番号5番について報告します。  
売買により一般住宅として転用するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、乃木神社より東へ約800メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、譲受人は現在夫婦二人で市内アパートに居住していますが、今後の家族構成、人生設計等考え、更に今以上に建築資材等の高騰が予想されますので、その前に住宅を新築したい為申請に至りました。  
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。  
本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。  
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。  
雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。  
周囲に境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。  
現地調査は、8月22日、午前9時20分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番について、君島 良一委員の報告を求めます。

君島 良一委員

議案第5号、番号6番について報告します。

売買により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西小学校より南へ約1.5キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、現在那須塩原市の東三島に居住していますが、申請地は生活の利便性が良いことと、実家に隣接しており、今後の親の介護やお互いの生活環境良好に努めたいことから、今回の申請になりました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理とします。

雨水排水は敷地内浸透処理とします。

周囲に境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、8月22日、午後0時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号6番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、君島 良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。  
番号7番について、辻野 岩男委員の報告を求めます。

辻野 岩男委員 議案第5号、番号7番について報告します。  
売買によりアパートを建築するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市役所本庁舎より北西へ約1キロメートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、申請地周辺は、商業化、宅地化が進んでおり、住環境に最適であり、入居需要が見込めるため、アパートの建設を予定しているものです。  
申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地にアパート2棟の建築及び駐車場25台分の造成をする内容となっています。  
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽により処理します。  
周囲にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。  
現地調査は、8月23日、午前10時20分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号7番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、辻野 岩男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。  
番号8番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員 議案第5号、番号8番について報告します。  
売買により一般住宅を建築するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、JR 那須塩原駅より南へ約1キロメートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、現在アパートに住んでいるが、手狭になって来たので、自身家を建てたい。申請地は勤務先にも近く至近にコンビニ、スーパーもあり、上下水道も整備されている。  
申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。  
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。  
周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。  
現地調査は、8月23日、午後0時10分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号8番について、質疑、ご意見はございますか。  
面積の割に譲渡人が多数いるのですが、これは共有地ですか？  
こちらの申請については、相続によって共有名義になったものになります。  
他に、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

石崎 清委員  
上野農地係長  
議長

か。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

番号9番について、白井 通委員の報告を求めます。

白井 通委員

議案第5号、番号9番について報告します。

売買により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、国道4号線烏ヶ森入口交差点より北西へ500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は現在アパートに家族と住んでいますが、手狭になっています。また、仕事の勤務先にも近いことから、申請地が立地条件が最適であり今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にブロック土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月22日、午後0時40分頃に行いました。

尚、譲渡人から、父から相続しましたが、父が転用目的を完了されていないことを知りました。今後は所定の手続きを踏んで許可を取りますとする顛末書が添付されています。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

番号10番について、菊地 喜芳委員の報告を求めます。

菊地 喜芳委員

議案第5号、番号10番について報告します。

売買により駐車場を造成するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR 那須塩原駅より南西へ1.5キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、ドッグサロンを経営しており、年に数回展示品評会を開催した時や、お客様の駐車場として利用したい為申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に自身の経営するドッグサロンの駐車場を造成する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月23日、正午頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号10番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 喜芳委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。

秋元 誠委員

番号11番及び12番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

議案第5号、番号11番について報告します。

売買により建売分譲地として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より南へ約700メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、県北を中心に年間120区画、住宅建築70棟を目標に不動産業を展開しています。建売住宅の問合せも旧西那須野エリアで教育施設、商業施設の充実、交通利便性の良い物件の問い合わせが多くありますが、条件の合う物件が当該地区にはないため、今回住宅供給事業として行うための申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に建売住宅16棟を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月22日、午後2時15分頃に行いました。

尚、申請者は、令和4年12月26日付で建売分譲を目的とした転用申請をしており、令和5年8月21日付で許可となりましたが、事業が未着工であることから一般基準であります「許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない。」に該当するため、一般基準を満たしていないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可不相当として報告を終わります。

議案第5号、番号12番について報告します。

売買により駐車場を拡張するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、国道4号線二区町交差点より東へ300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、国道4号線拡幅工事に伴い敷地減少分と同等分を当該地に求めたところ、農地所有者と条件が整った為、今回の申請に至ったとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存敷地の2分の1未満の拡張であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に自動車整備工場のための駐車場を大型トラック12台分整備する内容となっています。

上下水道は利用しません。雨水排水は地下浸透槽にて処理します。

周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月22日、午後0時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

番号11番について事務局から補足願います。

上野農地係長

番号11番について補足します。

本件は、転用面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議常設審議委員会諮問案件となるところですが、秋元誠委員の報告によりますと、許可不相当とのことです。この後、不許可と決した場合には、諮問はいたしません。

議長

報告が終わりました。

まず、番号11番について、質疑、ご意見はございますか。

石崎 清委員

不許可になった内容は説明で納得していますが、新任委員もいるので、もっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

上野農地係長

本件につきましては、先程の秋元誠委員のご説明のとおり、令和4年12月に転用申請を別な場所を出しておりまして、本来であればその転用申請と一緒に開発許可が必要であり、都市計画課の方に開発申請も同時に行うところですが、こちらにつきましては、農業委員会の審議が終わったにも関わらず、つい最近まで都市計画課の方に開発申請が出ていなかったというような状況になります。その為当然に開発は許可にな

りませんので、農業委員会の審議が終わっているにも関わらず転用許可が出せない状態ですとずっと止まっていた。今般本件の申請を提出しに来た段階で、前回のところの開発許可はどうなっているのか問合せたところ、今回の転用申請書と同日に前回の開発許可申請を出したという状況でした。そういうことであれば、現段階では未着工という状態、で今回の申請の部分は、申し訳ないけれども許可の可能性は低いと、なので取り下げてくれと、申請書を持って帰ってくれというお話をさせて頂いたのですが、申請だけはしていきますということで申請書をお預かりしたという状況です。

石崎 清委員  
上野農地係長

着工していれば問題なしだったのですか？

仮に着工した後で、本件の申請を頂いたとしても、前回のものが当分の間完成する見込みがないという状況であれば、着工していたとしても許可するのは難しいのかと考えております。

議長

他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可不相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1 1 番については不許可とすることに決しました。

次に、番号1 2 番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1 2 番については許可することに決しました。

番号1 3 番及び1 4 番について、君島 良一委員の報告を求めます。

君島 良一委員

議案第5号、番号1 3 番について報告します。

賃貸借により店舗敷地として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR 野崎駅より東へ約1 キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は、整備中の都市計画道路野崎跨線橋通線と国道4 6 1号線の角地に位置し周辺からのアクセスが良い為、地域住民の利便性向上の為もあり、事業面積7, 4 9 8平方メートルの店舗新設をするにあたり、駐車場敷地を確保する必要があるため、この敷地を確保するためには隣接の農地が必要なことから、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

本件は隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で、第1種農地の占める面積の割合が総事業面積の3分の1を超えないため、立地基準上問題ありません。事業計画は、申請地に、店舗の建築及び駐車場90台分を造成する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽及び三次処理槽にて処理します。

雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。

周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、8月22日、午後1時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号1 4 番について報告します。

これは番号1 3 番の申請と関連するものです。

賃貸借により店舗への進入路を整備するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR 野崎駅より東へ約1 キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、番号1 3 番の申請と関連していますが、その駐車場と国道4 6 1号線の間なのですが、国道4 6 1号線の拡幅予定地が国道4 6 1号線に沿ってあるため、駐車場に入ることが出来ない状況なので、拡幅予定地については、一時転用と

いうことで進入路を設置するための今回の申請です。  
申請地の立地状況は、本申請は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に、議案第5号番号13番の店舗への進入路を造成する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は国道側側溝に流します。

現地調査は、8月22日、午後1時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号13番について、質疑、ご意見はございますか。

辻野 岩男委員 譲渡人が、老人ホームあおばの杜ということなのですが、この農地を持っているということは、老人ホームを建てる予定で、計画変更か何かで譲受人の方にとということですか？

上野農地係長 特別養護老人ホームあおばの杜は住所でございます。この譲渡人についてはあおばの杜に入所していますので、これは住所の表記だということでご理解いただきたいです。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島 良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号13番については許可することに決しました。

次に、番号14番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島 良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号14番については許可することに決しました。

次に、議案第6号「農業振興地域 整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

番号1番について、菊地 喜芳委員の報告を求めます。

菊地 喜芳委員 議案第6号、番号1番について報告します。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立高林中学校より北へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月23日、午前11時頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、現在住宅の老朽化が進んでおり、一人暮らしの母の世話をし、酪農経営を行っているため、後継者の住宅の建築を計画しました。土地の選択にあたり隣接地は非農地の申請が済んでおり、陽当たり、風通し、給排水の条件を検討した結果、続きの土地が最適との判断に至りました。

申請地の立地状況は、申出地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 喜芳委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号2番及び3番について、君島 良一委員の報告を求めます。

君島 良一委員

議案第6号、番号2番について報告します。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、JR西那須野駅より東へ約800メートルに位置しています。

現地調査は、8月22日、午後2時45分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請者は不動産業を営んでおりますが、小、中、高校の教育施設やスーパーなどの商業施設又は、JR西那須野駅等が1キロメートル圏内にあり、本地区に需要を考えている方が多数いることを踏まえ、建売住宅を供給するための除外申請です。

申出地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議案第6号、番号3番について報告します。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立東小学校より西へ100メートルに位置しています。

現地調査は、8月22日、午後1時頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は、申請地に隣接して賃貸住宅を所有しています。場所的に、生活条件が良好な為、常に満室なことから、アパートの建築を追加して行いたく除外の申請をするものです。

申出地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島良一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島良一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号4番及び5番について、白井通委員の報告を求めます。

白井 通委員

議案第6号、番号4番について報告します。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立槻沢小学校より北へ約100メートルに位置しています。

現地調査は、8月22日、午前9時40分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は、市内のアパートで4人暮らしをしていますが、子供の成長に伴い現在の部屋数では手狭になっている。将来のことを踏まえて実家の近くで生活したいと思い、家族に相談したところ、実家に隣接する土地を建築地として良いと了承を得ましたので申請に至りました。

申出地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。



調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整の上、許可が可能であると考えます。地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議案第6号、番号5番について報告します。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、上横林自治会公民館より東へ約20メートルに位置しています。

現地調査は、8月22日、午前10時20分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、事業の拡大に伴い、製造した園芸用土等を保管する倉庫が不足している。現在のままでは事業に支障が生じてしまう。申請地は事業所に隣接していて、製造保管倉庫に最適であることから申請地を農振農用地から除外し、保管倉庫を建築したく申請に至りました。

申出地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。

本件は既存敷地の2分の1未満の拡張であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第7号「農業振興地域 整備計画の変更について（区分変更関係）」を議題といたします。

番号1番について、白井 通委員と関連がありますので、退室を求めます。

《退室》

白井 通委員

議長

番号1番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員

議案第7号、番号1番について報告します。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、JR 那須塩原駅西口より北へ700メートルに位置しています。

変更の目的は農用地区域の区分変更です。

除外を必要とする理由は、現在までJA 東那須野支所敷地内に直売所がありましたが、JAが移転したため直売所が閉店となり、現在は近隣の直売所がなく不便をしていると近隣住民から要望があり、当地で始めたく申請に至りました。

申出地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。

本件は、農業用施設となる計画であるため、不許可の例外に該当します。

現地調査は、8月23日、午前11時25分頃に行いました。

調査の結果、区分変更後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

白井 通委員の入室をお願いします。

白井 通委員 《入室》

議長 白井 通委員にご報告いたします。議案第7号番号8番は変更相当として市長へ回答することとなりました。

議長 次に議案第8号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

辻野 岩男委員 番号1番及び2番について、辻野 岩男委員の報告を求めます。

議長 議案第8号、番号1番について報告します。

議長 非農地証明の願い出です。

議長 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

議長 願い出地は、那須塩原市役所本庁舎より西へ直線距離500メートルに位置しています。

議長 現地調査は、8月23日、午前9時10分頃に行いました。

議長 願い出地の現況はアパート敷地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。

議長 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

議長 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 議案第8号、番号2番について報告します。

議長 非農地証明の願い出です。

議長 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

議長 申出地は、野間自治公民館より西へ約1.1キロメートルに位置しています。

議長 現地調査は、8月23日、午前9時30分頃に行いました。

議長 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、建物の全部事項証明が添付されています。

議長 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

議長 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

議長 まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

議長 《特に意見なし》

議長 無いようですので、辻野 岩男委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

議長 《異議なしの声、多数》

議長 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

議長 次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

議長 《特に意見なし》

議長 無いようですので、辻野 岩男委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

議長 《異議なしの声、多数》

議長 異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

議長 番号3番について 白井 通委員の報告を求めます。

白井 通委員 議案第8号、番号3番について報告します。

議長 非農地証明の願い出です。

議長 願い出の内容は議案書記載のとおりです。

議長 申出地は、井口工業団地より南へ約160メートルに位置しています。

議長 現地調査は、8月22日、午前10時頃に行いました。

議長 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。

議長 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

議長 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号3番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、白井 通委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。  
番号4番及び5番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員 議案第8号、番号4番について報告します。  
非農地証明の願い出です。  
願い出の内容は、議案書記載のとおりです。  
申出地は、那須塩原市役所本庁舎より北へ約800メートルに位置しています。  
現地調査は、8月23日、午前10時10分頃に行いました。  
願い出地の現況はアパートの駐車場となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、建物の全部事項証明が添付されています。  
提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。  
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。  
議案第8号、番号5番について報告します。  
非農地証明の願い出です。  
願い出の内容は、議案書記載のとおりです。  
申出地は、JR 黒磯駅より東へ約1キロメートルに位置しています。  
現地調査は、8月23日、午前9時50分頃に行いました。  
願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明が添付されています。  
提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。  
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
まず、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、室井 孝美委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号4番については証明することに決しました。  
次に、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、室井 孝美委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号5番については証明することに決しました。  
次に議案第9号「非農地判断願いについて」を議題といたします。  
番号1番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

秋元 誠委員 議案第9号、番号1番について報告します。  
非農地判断の願い出です。  
願い出の内容は、議案書記載のとおりです。  
願い出地は、2か所に分かれており、1か所は那須塩原市役所塩原支所より南東へ約1.2キロメートル、もう1か所は1.6キロメートルに位置しています。  
現地調査は、8月22日、午前11時20分頃に行いました。  
願い出地は山林及び河川敷となっております。  
現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化していること並びに、河川敷内に位置していることから、農地への復元が困難であり、今後農地として利用する

ことが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、秋元 誠委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。

菊地 喜芳委員 番号2番について、菊地 喜芳委員の報告を求めます。  
議案第9号、番号2番について報告します。  
非農地判断の願い出です。  
願い出の内容は、議案書記載のとおりです。  
願い出地は、那須塩原市立東那須野中学校より西へ30メートルに位置しています。  
現地調査は、8月23日、午前11時40分頃に行いました。  
願い出地の現況は山林となっております。  
現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化しているため、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

議長 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。  
報告が終わりました。  
番号2番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、菊地 喜芳委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号2番については非農地とすることに決しました。  
次に議案第10号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。  
なお、先ほどの事務局長説明のとおり、整理番号266番は取り下げとなりました。  
事務局の説明を求めます。

上野農地係長 議案第10号について説明します。  
農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。  
議案書25ページから28ページまでが「利用権設定関係」の案件で8件、合計面積は84,787平方メートルとなります。この内27ページ、28ページの6件、39,217平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて29ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は、2,465平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとのことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。  
このことについて、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、事務局説明のとおりでご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、議案第10号は原案のとおり決定しました。  
次に、議案第11号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等促進計画案の協議に対する意見について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

上野農地係長

議案第11号について説明します。  
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画案は、農業委員会の決定を経て市長が作成するとなっていることから協議があったものです。

議案書30ページ、31ページの5件、合計面積が43,325平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとのことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第11号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第12号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

議案第12号について御説明申し上げます。

議案書の別冊と最後のページの「参考」をご覧ください。

基本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、県が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、市が地域の実情を踏まえて、今後の市の農業を推進する実質的な指標を独自に定めるものであります。

この件に関する変更の経緯ですが、法改正に基づき、令和5年6月に県の基本方針が一部変更されたことに伴い、市の実情に併せて市の基本構想の一部変更を実施するもので、今回意見を求められました。

見直しの主な内容は、これまで「人・農地プラン」と記載していた箇所について、「地域計画（策定前にあっては実質化された人・農地プラン）」に変更し、地域計画を位置付けしていること。

次に、「利用権設定等促進事業」は経過措置期間に限るとして、「地域計画推進事業」へ変更していること。

次に、市はとちぎ農業経営・就農支援センターと連携し、就農希望者のマッチング及び農業を担う者を確保、育成を図るために必要な情報共有を行う等に関する事項を新設したこと。

次に、農業経営基盤強化促進事業に関する事項のうち、

・農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項と、

・新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項を、農業を担う者の確保及び育成に関する事項として記載したこととあります。

基本構想の変更箇所につきましては、別冊の後ろのページの新旧対照表でご確認ください。表の右側が改正前・左側が改正後で、赤字部分が変更等の箇所となります。

なお、栃木県は基本構想についての大幅な見直しは、3年後を目安に予定しているとのこととです。

基本構想案については、県と内容について調整され、本市の現状を踏まえ、必要な施策が盛り込まれた計画であり、「変更相当」で問題は無いと思われれます。

以上、議案第12号の説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

秋元 誠委員

今の、新旧対照表の後ろから2枚目、地域計画推進事業に関する事項の(5)番の地域計画区域の基準というのがあると思うのですが、農業上の利用が行われる農用地等の区域については、そのうえで様々な事情があっても、尚農業上の利益が見込まれず農地として位置することが困難な農地については、活性化計画を作成し、廻行的な利用等による農用地の保全等を図るといことなのなのですが、農地として入手するのが困難な農地というのは、いわゆる遊休農地に近いものだと思うのですが、そういうものを

上野農地係長 遡行的な理由等により農用地の復元を図るとあるのですが、その遡行的とはどのような理由をいうのか？わかる範囲で教えていただければと思います。

石崎 清委員 今秋元委員からのご質問のあった、地域計画推進事業に関する事項の(5)番のこちらの書き方につきましては、まとまった区域ですね、耕作放棄地とか、農地として利用が見込めないエリアが存在する市・町・村で、その部分は農地として活用はしないけれども管理はしていくよというような、いわゆる農地として使わなくていいよという逃げの部分の記載になっています。

上野農地係長 この遡行的なというのは、先程申し上げたとおり、最低限の維持管理、草刈りを行うとか、そういった農地としては利用しなくても将来的に農地として利用できるように管理をなさいというような書き方となります。ただ今程申し上げたとおり、まとまって耕作放棄地になっていて、今現在も農地として利用することが出来ないエリアというのがある場合には、なかなか農地として復元できるように管理をなさいと言われても難しいところもあるので、ここは本当に文章としては国の方が極端な話逃げている部分になりますので、農地としては使わなくていいよと書けないので、こういう書き方になっているという風にご理解いただければと思います。

石崎 清委員 その遊休農地を判断するのは我々、農業委員と最適化推進委員ですよ？

上野農地係長 いえ、それとは違います。

石崎 清委員 例えば各地区部会で、農業委員と最適化推進委員で遊休農地を見てきて、台帳には載っていないけど、耕作放棄地だと目で確認してわかったといった場合、結構な面積が生じているところもあると思うので、そういう場合、今秋元委員が言うような、農地として維持管理してくださいと言ってもなかなか難しいかなと思います。

議長 そのまとまった面積というのは、どのくらいの面積を想定していますか？

上野農地係長 国の方が想定しているのは、一集落くらいの単位ということです。ようは農家の後継者がいないのが、もう昨日、今日の話ではなくて、ずっと昔からいないような場所では耕作ができないので、その部分については計画の中に含めてもらうことも出来ないし、集約・集積も出来ないので計画に含めなくてもいいですよというような書き方になります。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第12号は原案のとおり決定しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上野農地係長 追加の議案書33ページをご覧ください。

県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が1件で他法令と同日許可としております。以上です。

議長 報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 追加議案書34ページを御覧ください。

報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を御説明いたします。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、7月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

7月は、相続を原因とした権利移動の届出を8件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりません

でした。

報告は以上です。

議長 説明が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

君島 良一委員 申請番号 R5-16 から R5-19 は同じ所有者ですが、これは共有地なのですか？それともそれぞれに分割したのですか？

上野農地係長 こちらにつきましては、所有者が相続をしておらず、一度に所有者と届出人に2段階でいっぺんに相続をしまして、所有者のこの方の親族、それぞれ別々の、4人の方に分割したという形になっています。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重にご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

3 番

---

議席番号

4 番

---